

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年4月22日

【会社名】 株式会社ACCESS

【英訳名】 ACCESS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 大石 清恭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6853-9088

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート本部長 森田 善之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6853-9088

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート本部長 森田 善之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 96,657,100円
(注) 本募集は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	106,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年4月17日開催の第35回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、年額2億円以内（うち社外取締役分は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、2020年4月22日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

<本制度の概要等>

本制度は、（ ）株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、「在籍条件型株式報酬」と、（ ）当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、「業績条件型株式報酬」により構成することとします。なお、社外取締役に対しては、「業績条件型株式報酬」に係る譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとします。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定とします。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計96,657,100円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式106,100株を付与することといたしました。その内訳は以下のとおりです。

（ ）在籍条件型株式報酬	金銭報酬債権	21,772,900円	（うち社外取締役分は3,006,300円）
	普通株式	23,900株	
（ ）業績条件型株式報酬	金銭報酬債権	74,884,200円	
	普通株式	82,200株	

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第37期事業年度（2020年2月1日～2021年1月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための譲渡制限付株式報酬として割当予定先である対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、新株式を通して発行されるものです。

また、当社は、割当予定先である対象取締役等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

<在籍条件型株式報酬に係る本割当契約>

(1) 譲渡制限期間 2020年5月21日～2050年5月21日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は従業員の地位のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い
- 譲渡制限の解除時期
対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は従業員の地位のいずれの地位からも任期満了その他当社の取締役会が正当と認める事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。
- 譲渡制限の解除対象となる株式数
で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、当社の第36回定時株主総会の開催日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。
- (4) 当社による無償取得
譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。
- (5) 株式の管理
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。
- (6) 組織再編等における取扱い
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、当社の第36回定時株主総会の開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における対象者の保有に係る本譲渡制限が解除されていない株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

<業績条件型株式報酬に係る本割当契約>

- (1) 譲渡制限期間 2020年5月21日～2024年5月21日
- (2) 譲渡制限の解除条件
社外取締役を除く対象取締役等(以下「業績条件型株式報酬に係る本割当契約」については同様の定義とする)が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は従業員の地位のいずれかの地位にあり、かつ、当社の設定した以下の業績目標を当社が達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。
・2024年4月に当社が提出予定の第40期有価証券報告書に記載された第40期の連結自己資本利益率が5%以上、かつ、第40期における当社株式の5年間の株主総利回りが同期間における配当込みのTOPIXの成長率との比較で上回ること
- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が死亡により退任又は退職した場合の取扱い
- 譲渡制限の解除時期
対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は従業員のいずれの地位からも死亡により退任又は退職した場合は、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。
- 譲渡制限の解除対象となる株式数
で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、当社の第36回定時株主総会の開催日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの在職期間(月単位)を36で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。
- (4) 当社による無償取得
譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。
- (5) その他の取扱い
当社による株式の管理、組織再編等における取扱いについては、上記の「在籍条件型株式報酬に係る本割当契約」に準ずる内容とする。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	106,100株	96,657,100	48,328,550
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	106,100株	96,657,100	48,328,550

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づく対象取締役等に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は48,328,550円です。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第37期事業年度(2020年2月1日~2021年1月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

<在籍条件型株式報酬>

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
取締役:6名	12,900株	11,751,900	第37期事業年度分
執行役員:6名	11,000株	10,021,000	第37期事業年度分

<業績条件型株式報酬>

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
取締役:3名()	38,700株	35,255,700	第37期事業年度分
執行役員:6名	43,500株	39,628,500	第37期事業年度分

社外取締役を除く。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
911	455.5	1株	2020年5月10日 ~2020年5月20日	-	2020年5月21日

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。

3. また、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第37期事業年度(2020年2月1日~2021年1月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ACCESS 総務部	東京都千代田区神田練堀町3番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	90,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株式発行は、本制度に基づく当社の第37期事業年度(2020年2月1日~2021年1月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする新株式の発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】**第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自2018年2月1日 至2019年1月31日） 2019年4月18日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自2019年2月1日 至2019年4月30日） 2019年6月6日関東財務局長に提出

事業年度 第36期第2四半期（自2019年5月1日 至2019年7月31日） 2019年9月5日関東財務局長に提出

事業年度 第36期第3四半期（自2019年8月1日 至2019年10月31日） 2019年12月5日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年4月22日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおり。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書2019年4月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年4月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2020年4月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ACCESS本店

（東京都千代田区田練堀町3番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。